



平成19年9月26日

### 制度改正（業務範囲の拡大）後の第3種旅行業の状況について

本年5月12日、旅行業法施行規則を一部改正し、第3種旅行者も一定の条件の下で募集型企画旅行が実施できるようになりました。

近年、日本人の旅行スタイルが、従来の「通過型」「団体型」から「体験・交流型」「個人型」へと転換している状況の中、「観光立国」の実現に向けた観光需要の拡大のためには、こうした旅行者ニーズの多様化、高度化に対応した地域密着型の旅行商品の創出への取り組み強化が求められています。

そのため、国土交通省は、地元の観光魅力を熟知した中小の観光関係者が主体となった創意工夫に満ちた旅行商品の創出を促す観点から、本年5月12日、旅行業法施行規則を一部改正し、第3種旅行者も一定の条件の下で募集型企画旅行が実施できるようになりました。

本年5月の制度改正後9月までに、九州運輸局管内では、新たに15社が第3種旅行業を取得しています。

このうち、(社)唐津観光協会においては、7月に学習型の旅行商品の開発、販売を行い、引き続き、唐津焼体験や唐津城・旧高取邸街歩きなどの体験・参加・交流型の旅行商品の造成に向けた取り組みを進めているところです。

また、(社)平戸観光協会においては、8月に第3種を取得し、10月中頃を目途に平戸の教会群巡礼ツアーを実施する予定です。

このように、制度改正後徐々にではありますが、地元の観光関係者の主体的な取り組みが具体化してきているところですが、今後においても、既存の第3種旅行者のみならず、地域の観光資源を熟知した地元の観光協会、宿泊事業者などが新制度を活用することにより、地域独自の魅力を活かした旅行商品の創出が促進され、地域の観光振興により大きく貢献していくことが期待されます。

#### 【問い合わせ先】

九州運輸局企画観光部観光地域振興課

(担当) 押井、嘉村、稲葉

(電話) 092-472-2920

# 第3種旅行業の状況について

別紙

九州運輸局管内県別旅行業者数

県名	第1種	第2種	第3種		計
			事業者数	改正後登録数 (内数)	
福岡	22	55	211	8	288
佐賀	1	7	17	3	25
長崎	6	22	23	2	51
熊本	5	36	50	1	91
大分	4	25	22	0	51
宮崎	2	20	39	1	61
鹿児島	8	41	47	0	96
計	48	206	409	15	663

(注) 第1種、第2種は平成18年4月1日現在。  
第3種は平成19年8月31日現在。

## 取組みの事例

(社) 唐津観光協会

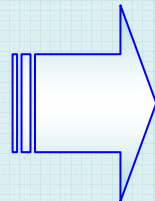
平成19年7月に第3種旅行業取得

## 教育旅行の提案

コンセプト

心と体と知を育む力が、唐津にある。

7月末より募集開始



# 第3種旅行業務の範囲の変更について

参考

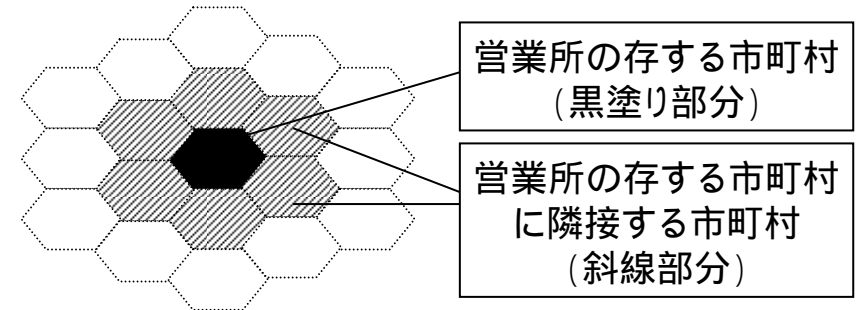
## 背景・概要

地域が企画する創意工夫に満ちた旅行商品の流通を促して地域振興を進める観点から、「創意工夫豊かな地域の企画旅行商品の流通促進に関する委員会」の検討結果を踏まえ、**第3種旅行者が従来の営業保証金及び最低資本金のままで、「一定の条件」を満たす募集型企画旅行を実施**することができることとするため、**旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の改正等を行う。**

## 「一定の条件」

催行区域が、一の営業所の存する市町村及びこれに隣接する市町村の区域内に設定  
 旅行代金（一定の比率以内で設定される申込金を除く。）については、  
 旅行開始日より前の収受は行わないこと

催行可能な区域のイメージ（黒塗り部分及び斜線部分）



平成19年  
 5月12日施行

消費者保護を図りつつ、地域の観光資源を熟知した地元の中小観光事業者による旅行商品の創出を促進。

（参考）制度改正後の旅行者の業務範囲等

	業務範囲				主な登録要件	
	企画旅行			手配旅行	営業保証金	基準資産額
	募集型		受注型			
	海外	国内				
第1種					7000万円	3000万円
第2種	×				1100万円	700万円
第3種	×	〔区域限定 かつ 当日払い〕			300万円	300万円